

(別紙 1 - 1)

団体名： 与謝野駅 100 周年委員会

団体登録事業計画書

○活動場所 (与謝野町内)	与謝野駅周辺地域（下山田区・上山田区）ほか
○解決したい地域の課題を教えてください。	
与謝野駅は町唯一の駅であり、町の玄関口として重要な拠点である。しかし、周辺地域の人口減少等によって、駅の利用者数や駅周辺の人流の減少、空き家及び空地の増加が進んでしまっており、かつて様々な商店等が営業し多くの人々でにぎわったかつての姿がなくなってしまっている現状。	
○今後の事業予定を教えてください。 (※複数の事業を行う場合は、優先順位の高い順に記載してください。)	
○100 年先も駅とともにある地域として存続するための「本当の賑わい」づくり事業 ・駅周辺を中心として人を呼び込むために、駅前でのイベントの開催 年 3 回程度実施し、山田地域のみならず与謝野町全体の賑わいの場のひとつとしていく。 ・駅前の交流スペースの造成と維持管理・活用 ○移住・定住の促進事業 ・飲食店をはじめとした事業者の誘致や移住希望者の相談受付 ・人流を生むコンテンツ・滞在拠点の誘致や造成・充実 ・空き家情報の収集集約の取り組みの実施	
○事業を通じて、期待される効果・変化や目指す地域の姿（目標）を教えてください。	
【100 年先も駅とともにある地域として存続していく】 駅や鉄道、駅周辺のコンテンツ等によって、駅周辺に人々が集まり、地域全体や町全体が活性化 する。駅利用者も増加し、駅や鉄道路線も維持されていくことを目指している。	
○事業実施体制を教えてください。	
委員会メンバー：18 名 下山田区・上山田区の地域と連携している。 また、駅周辺の事業者と協力して実施する体制ができている。	
事業実施時協力者数	最大 20 名程度
○情報発信方法（寄附の獲得方法）として、どんな工夫を行いますか。	
・委員会メンバー、下山田区・上山田区をとおした区民からの口コミ ・SNS での発信（イベント用の Instagram のアカウント@yosano_station_100） ・参加・協力事業者からの発信等の依頼	
○団体の事業を自立的・継続的に活動していくために、どんな工夫を行いますか。	
・広報活動により、団体への取り組みの共感を得ることで、協賛金を増やしていく。 ・事業者及び下山田区・上山田区と協力した寄付の呼びかけなどを行う。	

(別紙 1 - 2)

団体名： 与謝野駅 100 周年委員会

収支計画書

【収入】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
補助金	与謝野町ふるさとまちづくり活動応援補助金 地域交響プロジェクト交付金	(補助目標額) 300,000 円 600,000 円
事業収入 (受益者負担分)	出店料など	90,000 円
自己資金		56,000 円
その他	協賛金など	100,000 円
収入合計		1,146,000 円

【支出】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額	
		対象経費	対象外経費
業務委託費	イベント運営、警備、交流広場維持管理、興行委託 等	100,000 円	
デザイン・広告費	ポスターデザイン、イベント広告宣伝費	90,000 円	
レンタル料	丹鉄車両借上げ、音響設備、机・テント 等	600,000 円	
消耗品費	交流広場維持に必要な消耗品等	50,000 円	
人件費	イベントスタッフ等	120,000 円	
保険料	イベント保険等	6,000 円	
印刷費	ポスター・チラシ等	150,000 円	
備品購入費	イベント用看板、のぼり・横断幕等	30,000 円	
支出合計		1,146,000 円	
総合計		1,146,000 円	

与謝野駅100周年委員会 会則

(名称)

第1条 本団体は、「与謝野駅100周年委員会」と称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、京都府与謝郡与謝野町下山田1170に置く。（下山田公民館）

(目的)

第3条 本団体は、与謝野駅の100周年に向けた駅および駅周辺エリアの再開発事業を推進し、地域の発展と課題の解決に寄与することを目的とする。2023年6月1日に設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本団体は、以下の事業を実施する。

- 1.与謝野駅および駅周辺エリアの再開発計画の策定と推進
- 2.地域住民の参画の促進
- 3.持続性の確保と事業継続のための取組
- 4.事業の発展と新たな取組の実施
- 5.その他、目的の達成に必要な活動

(役員)

第5条 本団体の役員は、以下の通りとする。

- 委員長：1名
- 副委員長：1~2名
- 事務局長：1名
- 会計責任者：1名
- 監査役：1名

(役員の職務)

第6条

- 1 委員長は、会務を総理し、その業務を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の選任)

第7条

- 1 委員長、副委員長（および事務局長）の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。
- 2 事務局長は委員長が指名する。
- 3 会計は、事務局長（委員長）が指名する。
- 4 監査は、全会員の中から選出する。

(役員の解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(会員)

第9条 本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものである。

(入会)

第10条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第11条

- 1 会員は、退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき。

(総会)

第12条

- 1 本団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業の変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条

- 1 役員会は役員をもって構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則 1 この会則は、2023年6月1日から施行する。